

写しの交付に係る実費負担額の設定について

1 写しの交付について

大阪広域環境施設組合個人情報保護条例第 25 条及び第 57 条に基づく文書又は図画の写しの交付に要する費用の設定については、実費負担額を次のとおり設定する。(なお、原本が多色刷りの場合における、多色刷りによる文書及び図画の写しの交付は、公開請求者が希望し、かつ、本組合が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。また、電磁的記録を用紙に出力したものの写しを交付する場合における、多色刷りについては、これに準じる取扱いとする。)

また、同条例第 25 条及び第 57 条に基づく電磁的記録の写しの交付に要する費用の設定については、同条例施行規則第 13 条に規定される方法について、実費負担額を次のとおり設定する。

2 写しの交付に要する実費負担額

費用の額		単価		備考
乾式複写機によるコピー (A3 までの用紙を用いたもの)	単色刷り	1 面	1 0 円	
	多色刷り	1 面	5 0 円	
録音カセットテープ		1 巻	2 1 0 円	120 分まで
ビデオカセットテープ		1 巻	3 5 0 円	120 分まで
フロッピーディスク		1 枚	7 0 円	
光ディスク (直径 120 mm のもの)	CD-R 650 メガバイト又は 700 メガバイトのもの	1 枚	9 0 円	
	DVD-R 4.7 ギガバイトの もの	1 枚	1 2 0 円	

3 設定根拠

組合構成団体の設定金額をもとに設定する。

	大阪市	八尾市	松原市	守口市
複写機 (単色刷り)	1 面 10 円	1 面 10 円	1 面 10 円	1 面 10 円
複写機 (多色刷り)	1 面 50 円	1 面 60 円	1 面 20 円	実費相当額
録音カセットテープ	1 巻 210 円	実費相当額	〃	〃
ビデオカセットテープ	1 巻 350 円	〃	〃	〃
フロッピーディスク	1 枚 70 円	〃	〃	〃
光ディスク (CD-R)	1 枚 90 円	〃	〃	〃
光ディスク (DVD-R)	1 枚 120 円	〃	〃	〃

4 適用日

令和元年 10 月 1 日